相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田一丁目五番地、最後の住所埼玉県越谷市大字上間久里五六番地二五

被相続人　亡　桂　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

埼玉県春日部市中央一丁目五七番地一〇　ガーデンフィール中央二階

相続財産管理人　渡邉　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山四丁目二番、最後の住所東京都世田谷区弦巻一丁目二六番一三―六〇二号

被相続人　亡　**花本**　吉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市鼎一色四五六番地、最後の住所長野県飯田市鼎一色四九三番地二

被相続人　亡　北原　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

長野県飯田市松尾明四八七八番地

相続財産管理人　田中　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市原田三二九番地一五、最後の住所静岡県富士市宮島一四七二番地の五

被相続人　亡　中村　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

事務所静岡県富士市吉原四丁目六番一九号

長橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市藤田町二丁目五五番地、最後の住所大阪府寝屋川市上神田二丁目一七番一五号

被相続人　亡　高瀬　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区桃ケ池町一丁目五番、最後の住所大阪府堺市西区宮下町一八番七号悠友の家津久野

被相続人　亡　小笹　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目一番五号吉野ビル二〇一号

相続財産管理人　司法書士　榊原　秀剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市野市町中ノ村一三八四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂本　憲正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

事務所高知県南国市東崎九四七番地一

相続財産管理人　土方　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区童子丸二丁目一七番、最後の住所北九州市若松区赤崎町一五番一―五〇二号

被相続人　亡　種子田　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

事務所北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市水田町七六二番地、最後の住所長崎県大村市水田町一三七八番地六

被相続人　亡　山崎　憲臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十二日

長崎県大村市東本町二九〇―二　八木義明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八木　義明

無縁墳墓等改葬公告

当寺院納骨堂の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月十二日

一、墳墓等所在地　札幌市中央区北三条東一〇丁目一八番地

一、墳墓等の名称　真照寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　北海道桧山郡熊石村字根崎七二　宮島ヤエ、茨城県多賀郡平潟町字東村　根本正、札幌市白石町岸五丁目一三　町矢きく、北海道岩内郡前田村字以源野　来生与一郎、札幌市北八条東一丁目二番地　後藤義雄、北海道空知郡富良野町下富良野市街地西四条南一丁目七四一　久慈よし、岩手県宮古市宮古三四地割字沢田一　佐藤久子、長野県更級郡篠井町大字横田三四〇番地　早川優、札幌市北一条東一〇丁目一〇　三島鉄三郎、札幌市北二条東一〇丁目一九　金子六作、札幌市白石区菊水四条二丁目七　金子辰男、埼玉県入間郡壬野村三一六　平沼豊蔵、宮城県加美郡宮崎町三ツ内八―六　猪俣新之助、札幌市北二条東一四丁目九五十嵐恵美子、北海道瀬棚郡今金町神丘二四四　斉藤静江、札幌市中央区南五条西五丁目一〇　関市太郎、札幌市中央区南五条西五丁目一〇　関あき

本籍全て不詳　奈良よそ、佐々木武志、斉藤ミワ、斉藤義三、松本時子、南谷金五郎、野村コト、安田春吉、野村喜太郎、野崎ふで、堀井マス、千葉晃一、豊田三郎、小林チヨ、太田秀雄、中野永二、畠戸はつえ、畠戸トヨ、安西トシ子、近藤礼子、近藤徳一、近藤代吉、近藤生乃助、松下実、馬渡ハル、金子金作、金子トシ、金子ソト、金子きぬ、金子みね、鈴木市郎、坂本清一、渡辺正乗、川村一、金本源治、中原六弓弥、中村庫次郎、中野助次郎、畠平綾子、畠平猛、畠平タマエ、畠平春江、本間テツ、竹内エツ子、竹内吉一、町矢ふみ子、渡辺征之、泉芳子、田辺ハルノ、高岡甚平、佐藤政美、佐藤松吉、佐藤スギ、風間春夫、山本イソ、坂下庄左エ門、三村豊、須藤籐巳治、田中文雄、山本金治、長谷川正雄、安達信子、中島伊織、中島富士子、鎌田与一郎

一、改葬を行おうとする者　札幌市中央区北三条東一〇丁目一八番地　真照寺住職　松本　哲朗

第８期決算公告

平成27年6月12日

北海道苫小牧市字勇払266―7

岡谷岩井北海道株式会社

代表取締役社長　吉川　祐二

貸借対照表の要旨（平成27年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	217,666
	固定資産	21,075
	合計	238,741
負債及び純資産の部	流動負債	78,706
	固定負債	9,700
	株主資本	150,334
	資本金	20,000
	利益剰余金	130,334
	利益準備金	3,088
	その他利益剰余金	127,246
	（うち当期純利益）	(58,485)
	合計	238,741